

# 「ベトナムから日本への移住労働者に関する 公正で倫理的なリクルート」(VJ-FERI)

## 基本的な枠組み(案)

JICA 理事長特別補佐 宍戸健一  
JP-MIRAI 理事

2023年4月

日越人材育成交流フォーラム in ハノイ2023  
「人材交流の適正化 ～国際スタンダードのリクルートをめざす～」

JICA主催、ベトナム海外労働者派遣協会(VAMAS)、ILOベトナム事務所、認定特定非営利活動法人日本国際親善協会(JIFA)共催にてフォーラムを開催し、オンライン含めて約220名が参加。



「高額な訪日前手数料の原因は、日本側・ベトナム側の双方にあり、国際水準のリクルートを実現していくためには、関係者の協力が不可欠である。」とのコンセンサスを得た。

2023年7月

5者協議(ベトナム政府、VAMAS、ILO、JICA、JP-MIRAI)にて、具体的に制度設計を進めることについて合意。

# VJ-FERIの概要(関係者の役割)

## 目的

ベトナムから送り出される技能実習生及び特定技能労働者から、募集・斡旋費用及び関連費用を徴収しない『国際水準の移民労働者のリクルート』を促進する

## 自発的枠組み

法令及びFERIガイドライン遵守する送出機関、斡旋機関、使用者を**予め登録**し、登録した企業・団体の間でリクルートを行う、『**自発的な枠組み**』(認証)の仕組み

### ベトナム側送出機関

- リクルートのプロセス全体に責任を負う。原則、募集・斡旋費用及び関連費用を払わせない

### 日本側斡旋機関

- 送出機関からキックバックや契約外サービス等を受けない。

### 使用者

- **適切なコストの負担**
- 登録された送出機関及び斡旋機関の活用

## 制度運用

VAMAS及びJP-MIRAIが協力して制度運用を行う。運用にかかる実費を徴収。

### VAMAS(ベトナム国内の運用事務局)

- ベトナム側送出機関の登録、研修、モニタリング、是正勧告等を行う。



### JP-MIRAI (FERI全体の運用事務局)

- 日本側斡旋機関、使用者の登録、研修、是正勧告等
- 外国人労働者モニタリング(アプリ・ヒアリング)
- 求人票適合審査、FERI認定

## 制度構築 運用支援

ベトナム政府・ILO・JICAが協力して制度構築・運用支援を行う。

# VJ-FERIの概要(制度の特徴)

FERIにおいては、ILO条約181号など国際基準に基づく(又は準ずる)、リクルートを目指しますが、現実的には、送出し機関、斡旋機関、受入企業において、すべての求人がFERIが求める水準とはならず、異なる基準が混在することになります。

従って、**FERIにおいては、求人票単位で認定(認証)することとします。**

どの水準を採用するかは、使用者が決定し、求人票に明記した上で、JP-MIRAIの事前審査を受けて頂きます。

求人票単位の  
認定(認証)



注: FERIに参加する組織は、登録して頂きますが、登録は認証ではありません

# VJ-FERIの概要(制度の特徴)

## 2つの水準

国際基準に基づき移住労働者本人に募集・斡旋費用及び関連費用を負担させない求人を『FERI基準』と認定します。国際水準を目指しつつも、移住労働者に一部費用負担が残る求人についても、『準FERI基準』として確認します。FERIガイドラインに基づき、JP-MIRAIが事前に審査を行います。

### <ILO条約181号ガイドラインが使用者負担を求めている項目>

- i. 医療費: 健康診断、検査または予防接種に係る支払い
- ii. 保険費: 移民福祉基金への加入を含む、労働者の生命、健康及び安全について付保するための費用
- iii. 技能・資格検定費: 労働者の言語能力及び技能・資格の水準を検証し、もしくは特定地ごとの資格認定、証明または許認可を取得するための費用
- iv. 訓練・研修費: 現場での初任研修及び新規採用労働者の出発前または到着後研修を含む、必要な訓練を受けるための費用
- v. 機材費: 割り当てられた仕事を安全かつ効果的に遂行するために必要な、工具、制服、保護具その他の機材に係る費用
- vi. 旅費・宿泊費: 訓練、面接、領事関係の手続き、転勤及び帰還または帰国に係るものを含む、募集・斡旋プロセスにおいて国内的または国境を越えた渡航、宿泊及び生計に必要な経費
- vii. 管理費: 募集・斡旋プロセスを遂行する目的でのみ必要となる申請・サービス費用。

### 『FERI水準』(認定求人票)

FERIガイドラインのすべての項目に合致していると認定され、使用者が募集・斡旋料及び関連費用の全額負担する場合。

### 『準FERI水準』(確認求人票)

FERIガイドラインの費用に関する以外の項目に合致し、募集・斡旋手数料及び関連費用の概ね50%以上を使用者が負担する場合。

注: 事前審査された求人票には、FERI水準又は準FERI水準のマークが付与され、移住労働者からも明確にわかるようにします。(ブランディング)

# VJ-FERIの概要(制度の特徴)

モニタリング  
(移民労働者本人  
への確認)

苦情処理

リクルート～来日後の就労までのすべてのプロセスにおいて、**モニタリング、第3者(事務局)への相談・苦情処理の仕組みを構築します**

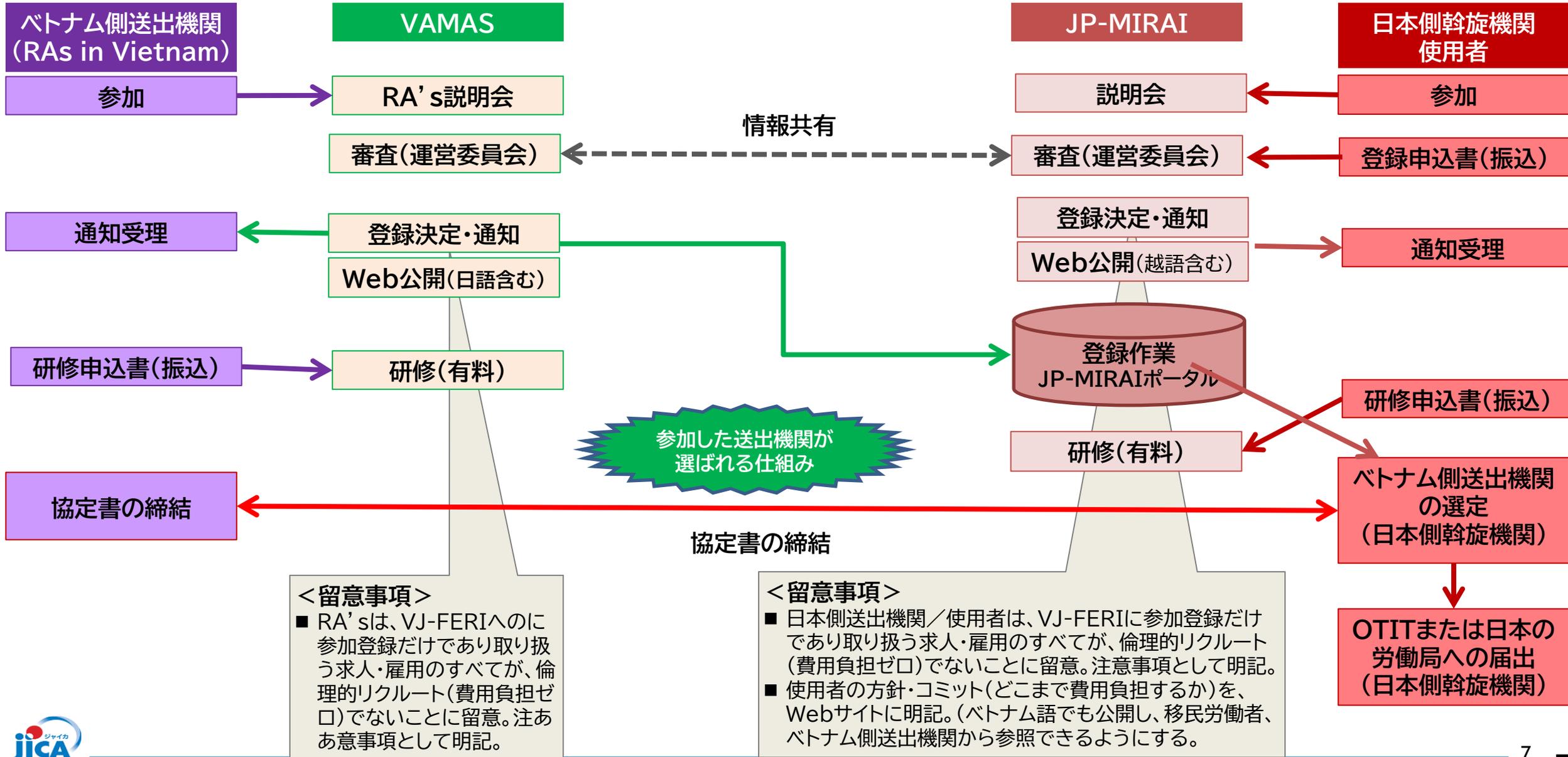
- 事務局(JP-MIRAI)は、**移住労働者が採用内定した時点**で、本人に**JP-MIRAIアプリ**を配布し、アンケートへの回答、及び定期的なヒアリングを行ないます。同アプリを使用して相談や苦情申し立てを行うことができます。
- **JP-MIRAIは、移住労働者訪日後、アンケート又はヒアリングにおいて、ガイドライン及び求人票に基づきリクルートが行われたことを確認の上、当該求人の認証を行ないます。**
- 法令又はガイドライン違反が発見された場合には、調査の上、運営委員会の決定を経て、是正指導や除名(FERI登録取り消し)。また、重大な法令違反の場合には、政府への公益通報。





# VJ-FERI業務フロー(SOP)(ドラフト)

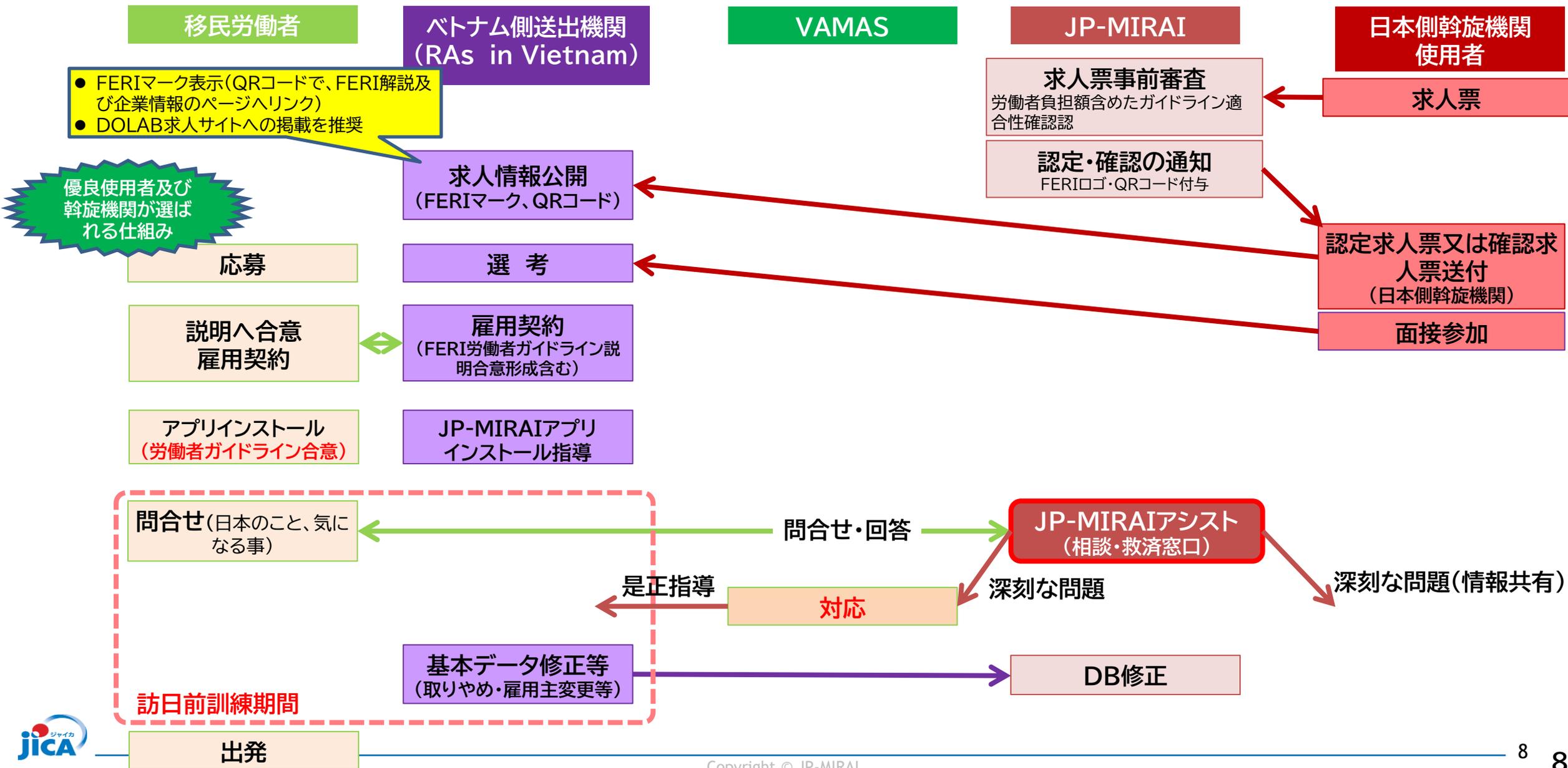
## ①登録・研修・組織間マッチング段階





# VJ-FERI業務フロー(SOP)(ドラフト)

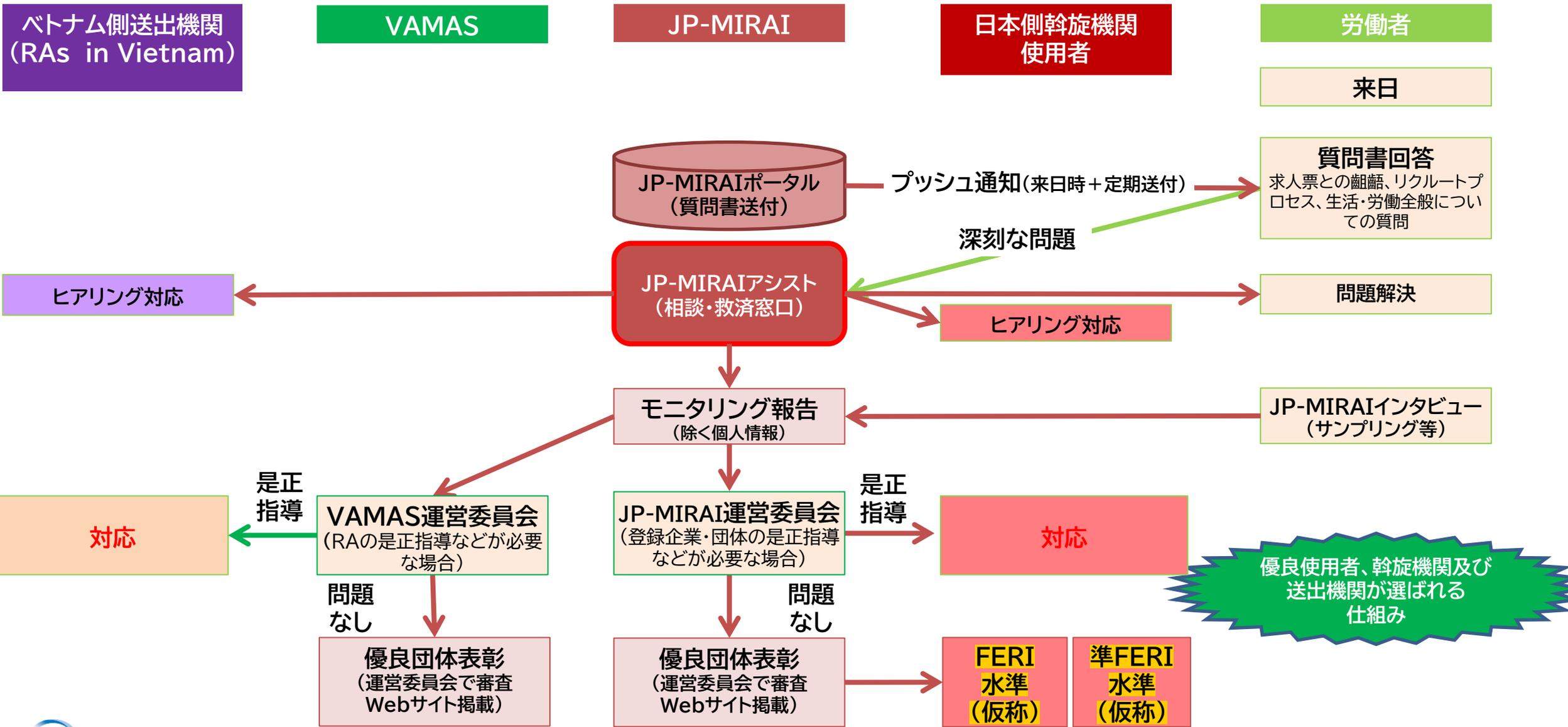
## ②リクルート～訪日前訓練





# VJ-FERI業務フロー(SOP)(ドラフト)

## ③来日後



# VJ-FERIの概要(制度に参加するメリット)

## 参加するメリット

### ベトナム側 送出国

- 送出国としての評価があがり、日本側企業から選ばれ、顧客が増える。
- 質の高い求職者が集まり、トラブル等が減少する。

### 日本側 斡旋機関

- 受入企業からの評価が高まり、顧客が増える。

### 使用者

- 高品質のリクルート～良質な移民労働者の確保や人材の定着に効果が期待される。
- ブランドホルダーや投資家からの社会的評価が高まる(RBA基準にも合致)。
- 自社で調査を行わなくとも、優良な送出国及び斡旋機関の選定が可能。

## 社会的インパクト

### 【ベトナム】

- 移民労働者の負担が軽減し、社会問題の減少。
- 適正な送出しにより、人権意識の高い企業からの求人増。



### 【日本】

- 日本国内の移民労働者の人権問題が減少し、国際社会からの指摘が減る。



## 今後の展開

7月にFERIガイドライン・実施要領を最終化し、2024年10月以降制度運用開始を目指す。

JICA/JP-MIRAIは、FERIを今後、アジア諸国に展開する予定。

ベトナム(VJ-FERI)は、第1号であり、ベトナムでの経験を国際社会や他国に発信。